

●香川県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年3月24日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 318号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市白鳥756番1地先 から 東かがわ市白鳥742番1地先 まで	14.3～15.9	169	令和元年香川県告示第54号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年3月25日